



JAF 公認準国内競技

JAF 公認競技会

組織許可NO _____

第22回南信州ラリー in 阿南町&天龍村

特別規則書

2009年JAF東日本ラリー選手権 第7戦

第22回南信州ラリー in 阿南町&天龍村

2009年 9月 19日 (土) ~ 20日 (日)

長野県内 200Km

(中級者向)

オーガナイザー：チームアッスル (AZUL)

協力：JMRC 神奈川ラリー部会

後援：阿南町・天龍村

公 示

本競技会は日本自動車連盟（J A F）公認のもとに、F I Aの国際モータースポーツ競技規則、並びにそれに準拠したJ A F国内競技規則に従い、2 0 0 9年日本ラリー選手権規定及び本競技会特別規則書に従って開催される。
本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として尊法精神、及び交通道德の養成、安全運転の修得を目的として開催されるもので、交通事故はもとより法規違反も絶対許されない。

第1条 競技会の名称

- (1) 第22回南信州ラリー in 阿南町&天龍村
(準国内格式)
- (2) 2009年J A F東日本ラリー選手権 第7戦として開催される。

第2条 競技会の種目

四輪自動車によるタイムラリー
(第2種アベレージラリー)

第3条 オーガナイザー

チーム・アッスル(略称：A Z U L)

第4条 開催日

- (1) 開催日 平成21年9月19日～20日
- (2) 集合場所 長野県下伊那郡阿南町西條「コミュニティの森」(受理書に地図同封)

第5条 開催場所(コース)

長野県内 約200Km タイムトライアル有り
S Sの総距離 約42Km 路面オールターマック

第6条 大会事務局及び参加申込先

〒253-0001 神奈川県茅ヶ崎市赤羽根4036
(株)アッスル内
チームアッスル 事務局
TEL 0467-54-1966
FAX 0467-54-2188

第7条 大会役員

大会名誉会長	佐々木 暢生 (阿南町町長)
大会名誉顧問	大平 巖 (天龍村村長)
大会会長	金子 繁夫
組織委員長	安藤 政信
組織委員	長岩 信二
組織委員	田中 美彦
組織委員	中 謙二 (阿南町)
組織委員	野竹 英二 (天龍村)
審査委員長	山田 昇 (S R C A)
審査委員	林 登志喜 (F R C)

第8条 競技役員

競技長	安藤 政信
副競技長	長岩 信二
コース委員長	長岩 信二

コース副委員長	田中 美彦
技術委員長	田中 美彦
技術副委員長	小川 泰正
計時委員長	長谷川 倫子
計時副委員長	石橋 浩
事務局長	安藤 政信
副事務局長	長谷川 倫子
救急委員長	田近 研一郎

第9条 参加料及び保険

- (1)参加料 1台 ¥55,000円(東日本選手権、土曜の宿泊と夕食及び入浴含む)
参加料 1台 ¥38,000円(オープンクラス、上記に同じ)
ドライバーがB地区からのエントリーの場合は参加料から8000円を割引する。
- (2)参加申込期間 平成21年 8月17日～**9月12日**
- (3)保険 参加者は本規則書第15条(2)及び(3)の保険は各自加入するか、オーガナイザーの用意した保険に加入しなければならない。
- (4)レッキ費用 1台 ¥5,000円(昼食2名分含む)
レッキの申し込みはオーガナイザー所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、参加申し込みと同時に申し込むこと。尚、締め切り後の申し込みについては事務手数料として¥2,000円を加算し、申し込むこと。

第10条 アシスト行為

- (1)サービス登録料 1台/1名 ¥5,000円(土曜の宿泊と夕食及び入浴含む)
1名追加 ¥3,000円(上記に同じ)
アシスト行為をするサービス隊申し込みは所定の申込み用紙に必要事項記入の上、参加申し込みと同時に申し込むこと。尚、締め切り後の申し込みについては事務手数料として¥2,000円を加算し、申し込むこと。
- (2)サービス隊の使用するサービスカーは参加車両1台につき、1台に限る。
- (3)アシスト行為を行うサービスポイントには競技車、役員車、サービスカー及び競技長に認められた車両以外の車両は一切立ち入ることは出来ない。

第11条 タイムスケジュール

正式受理書に明記する。

第12条 参加資格

- (1)1台の車両に乗車する定員は、ドライバー・ナビゲーターの2名とする。ドライバー・ナビゲーターは、2009年JAF国内競技運転者許可証B級以上の所持者でなければならない。
- (2)ドライバー・ナビゲーターは、本競技会に参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許を取得後2年以上経過していなければならない。
- (3)20才未満の者が参加する場合には、親権者の承諾を必要とする。

第13条 参加車両

- (1)2009年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に合致したものであり、下記の搭載備品を備えたもの。(但しオープンクラスのみRB車両の出場も認められる)
非常用停止表示板2枚(三角反射板)、発煙筒、赤色灯、SOS/OKボード2枚、牽引ロープ、救急薬品、乗員分のヘルメット(JISC種 またはそれと同等以上のもので有効期限厳守のこと)およびラリー車両規定に定められている仕様の消火器(内容量・有効期限厳守の事)。
- (2)安全および騒音公害防止のため以下の条文を車両特別規則として追記する。
ラリー車両規定第3章第3条エンジンおよび補機3-13マフラーおよび排気管
①触媒コンバータ以降の排気管及びマフラーは当該車両型式に設定される純正部

- 品を使用する事。
- (3)使用タイヤはMS表示のラリータイヤのみとする（第2編ラリー車両規定第3章改造規定第6条6-2に合致する事）
(但し、オープンクラスの使用タイヤはラリータイヤの適用は受けない)
- (4)いかなる場合も残り溝が1.6mm以上なければならない

第14条 クラス分け

(選手権部門)

BC-Aクラス 排気量1500cc以下の車両

BC-Bクラス 排気量1500ccを超え3000cc以下の車両

BC-Cクラス 排気量3000ccを越える車両

(オープンクラス)

排気量制限なし（但し、参加台数によっては排気量2000cc上下でクラス分けする場合がある。）

第15条 参加申し込み要領

- (1) 所定の申込書に参加料を添えて、前第6条の参加申込先へ期日までに必着するよう現金書留で送付のこと。尚、参加申込書、車両申告書には必要事項を全て記入し、乗員が未成年者の場合は、必ず親権者の署名承諾印を捺印のこと。
- (2) 当該競技会に有効な任意保険への加入を義務付ける。未加入の者は、保険料を同封のこと。
- (3) 競技参加者は、ラリーに有効な1,000万円以上の傷害保険に加入していること。(JMRC共済も可)
- (4) 参加申込者は(2)及び(3)の保険の加入を証明する書類の写しを参加申し込み時に添付するか、当日受付に提示する事。
- (5) 参加台数は60台までとする。
- (6) オーガナイザーは理由を明示する事なく参加拒否の権限を有する。
- (7) 正式参加受理後の乗員の変更は、認められない。
ただし、参加者から理由を付した文書と事務手数料2,000円が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (8) ドライバーの変更、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
- (9) 参加不受理の場合は、参加料及び保険料は全額返還される。
ただし、事務手数料として2,000円は、参加申込者負担とする。

第16条 車両検査

- (1) すべての車両は、オーガナイザーの指定した場所、時間に基づき、車検を受けなければならない。
- (2) 規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。
ただし、技術委員長が特に認めたときに限り5,000円の再車検料を支払い、再車検を受けることができる。
- (3) ゴール後、暫定結果に従い、各クラスの1~3位までの車両に対して再車検を行なう。
- (4) 競技中であっても技術委員が必要と認めたときは、再車検を行なう場合がある。
- (5) (3)(4)において、技術委員が要求する車両各部の分解及び検査終了後の再組み立ては、すべて参加者の用意する人員、工具、部品、ならびに費用をもって行なうものとする。
- (6) オーガナイザーは、必要に応じて車両保管を命ずる権利を有する。
その場合、車両保管所への参加者、選手の立ち入りはできない。

第17条 競技参加者の遵守事項

- すべての競技参加者は、競技中次の事項を守らねばならない。
- (1) 安全ベルトの着用。

- (2) 1名での継続運転は150Kmを限度とする。
- (3) 道路交通法を遵守し交通法規にしたがって行動し他の交通に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (4) オーガナイザーの指定した区間、及び競技者が危険と判断した区間では、ヘルメットを着用しなければならない。
- (5) 競技者間ではマナーを重視し、競技進行上、他の競技者に影響を及ぼす危険な行為をつつしみ、また自分の車を明らかに追い越そうとしている他の車両がある場合は、安全かつ速やかに追い越させねばならない。
- (6) 万一、事故その他のトラブルの発生においては、各競技者間の協力をもってその撤収を優先して行ない、その事態の報告を直近の競技役員に報告すること。
- (7) その他、競技進行上の必要による注意事項は、チェックポイント、指定給油所、その他競技コース上に掲示することがあるので、その指示にしたがうこと。
- (8) リタイヤまたは失格した場合は直ちにゼッケンその他の提供した車体への貼付物を取り除くこと。
- (9) 競技中は登録した、ドライバー、ナビゲーターにより競技を進行せねばならない。
- (10) 競技者はレーシングスーツを着用の事。
- (11) 競技者は、モータースポーツマンシップに則り、公序良俗に反する行為をしてはならない。
- (12) スペシャルステージ走行時は必ずサイドウインドウを閉じて走行すること。

第18条 ルート

- (1) ルートは一般の通行に供される公道を使用し、行なわれる。
- (2) オーガナイザーは、天候・道路状況・その他の事情により予告なくルートを変更することができる。この場合は競技役員の合図又は所定の矢印方向の表示を持って明示する。

第19条 スタート

- (1) スタートは、ゼッケン番号順に1分1台間隔とする。
- (2) 各自のスタート時刻は公式通知による。

第20条 コース図・指示事項・チェックシート

- (1) コース図は集合地点にて交付する。
- (2) 競技者はコース図等に記載された指示事項にしたがって競技コースを走行する。
- (3) コース図内の特に指定のない距離は参考距離とする。
- (4) 競技者はチェックシートに必要な事項を記入し、指示時間内に提出すること。

第21条 チェックポイント(CP)・スペシャルステージ(SS)

- (1) CP計時車両は、オーガナイザーのマークがついた標識で明示する。計測ラインは、白線または標識等で明示する。
- (2) CP発見は参加者の義務とし、設置されているCP標識が何等かの理由で倒れていた場合があっても、一切抗議の対象とならない。
- (3) CPの開設は、1号車の通過予定時刻の15分前とし、閉鎖は最終号車通過予定時刻の20分後を原則とする。
- (4) SSフィニッシュ計測ライン上で停止してはならない。
- (5) 計測ライン上を2台以上の参加車両が並行して通過したときは、進行方向右側の車両は計時されない。
- (6) SSフィニッシュからのスタート時刻は、その計時の時分秒の次の分の00秒とする。
- (7) タイムシートに記載された時刻に関する抗議は、当該タイムシート交付後、1分以内とし、当該CP・SSでのみ受け、そのCP・SS長の判断を最終とする。

第22条 計時方法

- (1) 計時は下記の通り行われる。
 - ① ラリー区間：当区間では、秒を切り捨てて分単位で計時する。
 - ② SS区間：当区間では、秒を生かして秒単位まで計時する。

第23条 整備作業(アシスト行為)の範囲

- (1)車両用部品は下記のものに限り交換することが許される。
 - ①タイヤ②ランプ類のバルブ③点火プラグ④Vベルト
- (2)上記以外の整備については競技会技術委員長の許可がなければ出来ない。
- (3)これらのアシスト行為は、オーガナイザーの指定した場所、時間帯に限り行なうことが出来る。

第24条 減点

- (1)各競技者の成績は減点合計の少ないものを優先する。
同点の場合は、下記の順とする。
 - ①SS1～SS2の減点の少ないチーム
 - ②尚且つ同減点の場合はその後、3,4・・・と続き順位を決定する。
 - ③競技会審査委員会で決定する。
- (2)ラリー区間の減点は下記の通りとする。
 - ①分計時区間のCP：早着1分60点、遅着1分10点。
- (3)SSのスタート時におけるフライングは1秒につき10点とし、それに関する抗議は一切受付ない。
- (5)CP不通過は1区間につき1,000点の減点。

第25条 リタイヤ

競技者が競技を途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員又は競技本部(公式通知による)に文書又は電話により速やかに必ず申告しなければならない。

第26条 失格規定

競技者もしくはサービス員において、以下の行為をしたことがオーガナイザーに確認された場合、失格とする。

- (1)交通違反又は、交通事故を起こしたとき。
- (2)他の競技者を故意に妨害したとき。
- (3)CPへの逆入及び指定コースを走行しなかったとき。
- (4)タイムシート・を改ざんしたとき。
- (5)コース上で故意に他車への妨害をしたとき。
- (6)競技役員の重要な指示に従わないとき、及び不正行為を行なったとき。
- (7)競技中、乗員や車両の変更を行なったとき。
- (8)コース上にてSOSボードを発見したにもかかわらず停止せず救助も行わなかったとき。
- (9)競技中、車両に著しい損傷、欠陥等車両保安基準に合致しなくなった場合、競技役員からリタイヤを勧告され、それに従わないとき。
- (10)競技中及び競技終了後の車検に於いて参加車両や、ドライバー、ナビゲーターに虚偽の申告や不正な修正が発見された場合。
- (11)第17条(1)(3)(4)(5)(9)(11)に違反した場合。
- (12)第23条に違反した場合。
- (13)第25条の申告を行わなかった場合。
- (14)競技者がコースを故意に閉鎖した場合、その第1原因者を失格とする。

第27条 競技内容の変更

競技中に、公式通知等によって前の指示と異なる新たな指示が与えられた場合は、そこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする。

第28条 競技会の中止、延期、取止め、打切り

保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止又は延期、途中取り止めることができる。

第29条 損害の補償

- (1)参加者は車両及びその付属品が破損した場合及び第三者に損害を与えた場合、その責任は自己が負わなければならない。
参加者はJAF及びオーガナイザーならびに大会役員が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。
すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償等に対してはJAF及びオーガナイザーならびに大会役員は一切の補償責任を負わない。
- (2)競技中に起こした役員車及びその器材との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

第30条 抗議

- (1)参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときは、これに対して抗議する権利を有する。
- (2)抗議申し立ては国内競技規則に従って文書によって行ない、抗議料として1件につき20,300円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合のみ返還される。
- (3)競技に関する抗議は参加者のゴール到着後30分以内に提出しなければならない。
ただしタイムシートの記入事項に関する抗議は、それが交付された地点で1分以内にCP・SS長に対して口頭で行ない、記入事項の訂正を受けた場合はそのCP・SS長の署名を得たもののみ有効とする。
- (4)車検に関する抗議は、判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- (5)成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に文書にて提出しなければならない。
- (6)大会審査委員会による抗議の裁定結果は、審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表して、延期することができる。
尚、抗議は1件につき代表者1名として、上記の手続きを取らなければならない。

第31条 賞典

- (1)各クラス 1～3位 JAFメダル・副賞
4～6位 副賞
その他、オープンクラスは台数によって決定する。
- (2)但し、各クラスとも参加台数の30%以内とする。

第32条 練習走行の禁止

- (1)本競技会におけるコース付近で参加者及びその関係者（同一クラブ員等）が練習走行を行った事が関係各所、オフィシャルによって認められた場合は参加を認めない。また参加受領後は失格とし参加料は返却しない。
- (2)特に未舗装路にて(1)の行為が発覚した場合は、道路補修費用を実費請求する事もある。
- (3)ただし、オーガナイザーが指定した公開事前走行がある場合は、その指定された期間(日時)は(1)及び(2)は適用されない。

第33条 付則

本規則の変更、及び本規則以外の規定、指示は公式通知により表示する。

第34条 本規則の解釈

本規則あるいは、公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

第35条 本規則の施行

本規則は2009年8月1日より実施する。